

講習会開設規定 一部改正について

※下線部分：改正箇所

改正案	現行規則
<p>第1章 Bライセンス講習会</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 開設申請の手続き</p> <p>1. 開設予定日の<u>1ヵ月前</u>までに所定の書式をもって、JAF事務局に申請するものとする。</p> <p>2. 申請の際に開設申請料として1件につき3,600円(消費税込)を必要とする。</p> <p>第5条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1章 Bライセンス講習会</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 開設申請の手続き</p> <p>1. 開設予定日の<u>2ヵ月前</u>までに所定の書式をもって、JAF事務局に申請するものとする。</p> <p>2. 申請の際に開設申請料として1件につき3,600円(消費税込)を必要とする。</p> <p>第5条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

第2章 Aライセンス講習会

第13条～第15条 (略)

第16条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の書式をもってJAF事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際に開設申請料として1件につき6,900円(消費税込)を必要とする。

第17条～第24条 (略)

以上

第2章 Aライセンス講習会

第13条～第15条 (略)

第16条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の2ヵ月前までに所定の書式をもってJAF事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際に開設申請料として1件につき6,900円(消費税込)を必要とする。

第17条～第24条 (略)

以上

第3章 公認審判員講習会

第25条～第27条 (略)

第28条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の書式をもってJAF事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際に開設申請料として1件につき3,600円(消費税込)を必要とする。

第29条～第38条 (略)

以上

第3章 公認審判員講習会

第25条～第27条 (略)

第28条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の2ヵ月前までに所定の書式をもってJAF事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際に開設申請料として1件につき3,600円(消費税込)を必要とする。

第29条～第38条 (略)

以上

第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

第39条～第40条 (略)

第41条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の書式をもってJAF事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際、1件につきAライセンス講習会と同一の開設申請料を必要とする。

第42条～第49条 (略)

第5章 本規定の施行

第50条 本規定の施行

本規定は、2021年4月1日より施行する。

以上

第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

第39条～第40条 (略)

第41条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の2ヵ月前までに所定の書式をもってJAF事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請の際、1件につきAライセンス講習会と同一の開設申請料を必要とする。

第42条～第49条 (略)

第5章 本規定の施行

第50条 本規定の施行

本規定は、2014年4月1日より施行する。

以上